

# 福岡県公報

平成19年10月19日  
第 2 7 4 0 号

## 目 次

告 示 (第1933号 - 第1946号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	..... 1
保安林の所在場所等	(治 山 課)	..... 1
道路の区域の変更	(道路維持課)	..... 2
道路の供用の開始	(道路維持課)	..... 2
道路の区域の変更	(道路維持課)	..... 3
道路の区域の変更	(道路維持課)	..... 3
大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課)	..... 4
保安林の所在場所等	(治 山 課)	..... 5
保安林の所在場所等	(治 山 課)	..... 5
保安林の所在場所等	(治 山 課)	..... 5
保安林の所在場所等	(治 山 課)	..... 6
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課)	..... 6
土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	..... 6
土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	..... 7
公 告		
落札者等の公示	(総務事務センター)	..... 8
落札者等の公示	(総務事務センター)	..... 8
貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	..... 9
福岡県都市計画審議会の開催	(都市計画課)	..... 9
選挙管理委員会		
政治団体の平成17年分収支報告書の要旨及び平成18年分収支報告書		

の要旨の一部訂正	(地 方 課)	.....10
公安委員会		
警備業法の一部を改正する法律附則第5条による審査の実施	(警察本部生活安全総務課)	.....15
警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	.....16
正 誤		
公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の一部改正 (平成19年9月福岡県選挙管理委員会告示第136号) 中正誤		.....18

## 告 示

福岡県告示第1933号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市大板井字大手町1392 - 3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
小郡市大崎887番地 1  
田中 正一

福岡県告示第1934号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年10月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林の所在場所  
田川郡赤村大字赤字打ヶ畑1795・字花庭1801・字ザルヲ1806の2（以上3筆について）

て次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1935号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員(メートル)	延長(メートル)	備 考
八 女	一 般 国 道	442 号	前	八女郡黒木町大字大淵4927番3先から 同郡同町大字大淵4928番1先まで	7.6 ~ 10.5	24.0	

			後	同上	7.6 ~ 18.5	24.0	
八 女 県 道	黒 鹿 木 北 線		前	八女郡黒木町大字大淵4925番先から 同郡同町大字大淵5061番1先まで	11.3 ~ 46.4	174.4	
			前	同上	8.7 ~ 22.8	209.2	うち一般国道442号重用延長51.9メートル
			後	八女郡黒木町大字大淵4930番5先から 同郡同町大字大淵5061番1先まで	11.3 ~ 46.4	160.4	

福岡県告示第1936号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年10月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	442 号	八女郡黒木町大字大淵4927番3先から 同郡同町大字大淵4928番1先まで
八 女	黒 鹿 木 北 線	八女郡黒木町大字大淵4930番5先から 同郡同町大字大淵5061番1先まで

福岡県告示第1937号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月19日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方 県 道	新 植 延 木 線		前	鞍手郡鞍手町大字中山2397番7先から 同郡同町大字中山2233番1先まで	4.8 ~ 9.7	172.0
			後	同上	4.8 ~ 9.7	172.0
			後	同上	5.5 ~ 41.2	313.0
直 方 県 道	直 宗 方 像 線		前	鞍手郡鞍手町大字新延845番1先から 同郡同町大字新延1814番15先まで	7.0 ~ 13.7	896.0
			後	同上	8.0 ~ 13.8	896.0
直 方 県 道	北 九 州 小 竹 線		前	直方市大字上頓野3264番先から 同市大字頓野4番先まで	1.0 ~ 1.0	5,608.0
			前	直方市大字永満寺1962番1先から 同市大字永満寺995番2先まで	10.2 ~ 27.5	2,580.0

後	直方市大字上頓野3264番先から 同市大字頓野4番先まで	1.0 ~ 1.0	5,608.0
	後	直方市大字永満寺1955番1先から 同市大字永満寺996番14先まで	10.2 ~ 27.5

福岡県告示第1938号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月19日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	一 般 国 道	386 号	前	朝倉市杷木志波5857番2先から 同市山田319番1先まで	7.5 ~ 27.0	1,170.0
			後	同上	11.5 ~ 35.0	1,170.0
宗 像	県 道	福 間 像 線 宗 玄 海	前	宗像市大字河東1009番1先から 同市大字河東1035番先まで	7.4 ~ 11.0	283.0
			後	同上	10.1 ~ 11.0	283.0
			前	福津市大字貴舟614番4先から 同市大字日蔭39番1先まで	3.6 ~ 17.0	289.0

宗 像	県 道	薦 野 線 福 間	前	同上	11.9 ~ 21.0	290.0
			後	同上	11.9 ~ 21.0	290.0

福岡県告示第1939号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年10月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成19年10月4日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 スーパードラッグコスモス前原北店
- (2) 所在地 福岡県前原市前原北四丁目1636番 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成20年6月5日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,324㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数 (台)
前原市前原北四丁目1636番 外	56

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数 (台)
前原市前原北四丁目1636番 外	40

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
前原市前原北四丁目1636番 外	70

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
前原市前原北四丁目1636番 外	11.05

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 前原市前原北四丁目1636番 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

## 福岡県告示第1940号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林の所在場所

福岡市早良区大字椎原字長野553の54・553の58（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第1941号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林の所在場所

糸島郡二丈町大字吉井字本谷3・4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第1942号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林の所在場所

福岡市早良区大字小笠木字男釜165（次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1943号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

福岡市早良区大字小笠木字釜ヶ谷189・196・203（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1944号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成3年1月5日農林水産省告示第6号

- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1945号

朝倉町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
白水 堅志	朝倉市石成987番地
市川 和平	" 入地1681番地3
植田 善信	" 長淵609番地3
吉松 和助	" 宮野1100番地

柳原 一 徳	" 入地1715番地
池田 至	" 古毛1700番地 1
佐渡嶋 克己	" 大庭1701番地
江藤 功	" 多々連122番地 1
堀 倬造	" 宮野220番地
久保山 晴正	" 菱野1112番地 1
田中 博康	" 古毛2676番地
星野 須賀美	" 須川1757番地

## 2 退任監事

氏 名	住 所
矢野 公 子	朝倉市比良松441番地 3
森部 輝之	" 大庭4267番地 1
後藤 強司	" 山田197番地

## 3 就任理事

氏 名	住 所
吉松 和助	朝倉市宮野1100番地
市川 和平	" 入地1681番地 3
白水 堅志	" 石成987番地
植田 善信	" 長淵609番地 3
柳原 一 徳	" 入地1715番地
池田 至	" 古毛1700番地 1
佐渡嶋 克己	" 大庭1701番地
江藤 功	" 多々連122番地 1
堀 倬造	" 宮野220番地
久保山 晴正	" 菱野1112番地 1
田中 博康	" 古毛2676番地
星野 須賀美	" 須川1757番地

## 4 就任監事

氏 名	住 所
矢野 公 子	朝倉市比良松441番地 3
森部 輝之	" 大庭4267番地 1
熊谷 学	" 古毛1664番地 1

福岡県告示第1946号

八女東部第2土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 退任理事

氏 名	住 所
穴見 茂穂	八女市井延303番地
生武 騏一	" 津江403番地
青木 清八	" 井延316番地
村石 和幸	" " 195番地 5
穴見 春一郎	" " 96番地 2
伊井 重次	" 祈祷院422番地
中山 喜代馬	" 津江294番地 2
牛島 康博	" " 442番地

## 2 退任監事

氏 名	住 所
松本 茂吉	八女市祈祷院313番地 1
牛島 敏博	" 津江397番地

## 3 就任理事

氏 名	住 所
-----	-----



穴見茂穂	八女市井延303番地
生武駿一	" 津江403番地
青木清八	" 井延316番地
村石和幸	" " 195番地5
穴見春一郎	" " 96番地2
伊井重次	" 祈祷院422番地
中山喜代馬	" 津江294番地2
牛島康博	" " 442番地

## 4 就任監事

氏名	住所
松本茂吉	八女市祈祷院313番地1
牛島敏博	" 津江397番地

## 公告

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成19年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 落札に係る物品の名称及び数量

救助工作車 型 (消防ポンプ付) 1台

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## (1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

## (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

## 3 落札者を決定した日

平成19年9月11日

## 4 落札者の氏名及び住所

## (1) 氏名

株式会社モリタ福岡支店

## (2) 住所

福岡市博多区博多駅南5丁目10番17号

## 5 落札金額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

49,350,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告日

平成19年8月1日

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成19年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 落札に係る物品の名称及び数量

ア 大型旋盤 5台

イ 小型旋盤 5台

ウ フライス盤 1台

エ M I G溶接機 4台

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## (1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

## (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

## 3 落札者を決定した日

平成19年9月4日

## 4 落札者の氏名及び住所

## (1) 氏名



関東物産株式会社福岡営業所

(2) 住所

福岡市中央区天神4丁目1番18号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

48,510,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成19年8月8日

公告

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称

福岡信販

2 氏名

福永 真也

3 主たる営業所の所在地

福岡市中央区大名2丁目2番57号

4 登録番号

福岡県知事(1)第08369号

5 登録年月日

平成18年1月16日

6 行政処分の年月日

平成19年9月27日

7 行政処分の内容

貸金業務の全部停止180日間（平成19年9月28日から平成20年3月25日まで）

ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

8 適用条文

貸金業の規制等に関する法律第36条

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の2第2項及び同法第18条第1項並びに環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第25条第3項並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第6号、同法第53条第1項第6号並びに同法第56条第1項第1号及び同項第2号二の規定に基づき開催される第199回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

平成19年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 日時

平成19年11月15日 午後2時

2 会場

福岡市博多区吉塚本町13-50

福岡県吉塚合同庁舎 604A B会議室

3 予定議案

- (1) 大川都市計画道路の変更（福岡県決定）について
- (2) 大川都市計画道路大牟田大川線に係る環境影響評価書について
- (3) 準都市計画区域の指定（福岡県指定）について
- (4) 準都市計画区域の指定に伴う同区域内の建築物に係る容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さ制限を定める数値の決定について

4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となることがある。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第142号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、自由民主党福岡県第七選挙区支部及び税理士による山本幸三後援会の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成17年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成18年11月29日福岡県選挙管理委員会告示第110号）及び平成18年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成19年9月28日福岡県選挙管理委員会告示第137号）の一部を、次のとおり改める。

平成19年10月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

平成17年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県第七選挙区支部の項を次のとおり改める。

95 自由民主党福岡県第七選挙区支部

報告年月日 平成18年03月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	273,591,666円
ア 前年からの繰越額	53,979,479円
イ 本年収入	219,612,187円
(2) 支出総額	178,615,270円
(3) 翌年への繰越額	94,976,396円

2 本年収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
イ 寄附	104,840,000円
(ア) 寄附 (内訳別掲)	104,840,000円
a 個人からの寄附	2,670,000円
b 法人その他の団体からの寄附	20,970,000円
c 政治団体からの寄附	81,200,000円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による (内訳別掲)	88,772,187円
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 (内訳別掲)	26,000,000円

計 (本年収入額) 219,612,187円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	93,995,624円
(ア) 人件費	42,308,000円
(イ) 光熱水費	957,253円
(ウ) 備品・消耗品費	8,287,546円
(エ) 事務所費	42,442,825円
イ 政治活動費	84,619,646円
(ア) 組織活動費	13,641,799円
(イ) 選挙関係費	21,705,203円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	7,252,644円
b 宣伝事業費	516,600円
c 政治資金パーティー開催事業費	6,736,044円
(ホ) 寄附・交付金	27,470,000円
(カ) その他の経費	14,550,000円
計	178,615,270円

(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 22,300,000円)

(内 訳)

ウ 機関紙誌の発行その他の事業による

書籍販売還付金

4,492,187円

小 計 4,492,187円

古賀誠代議士を囲む会

84,280,000円

小 計 84,280,000円

オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

自由民主党本部

26,000,000円

東京都千代田区

小 計 26,000,000円

イ (ア) a 個人からの寄附						240,000円	大牟田市
一木 雅治				サンエク(株)			
	120,000円	佐賀県鳥栖市				100,000円	福岡市南区
谷 廣子				共栄ビル管理(株)			
	240,000円	久留米市				480,000円	福岡市南区
山中 稔彦				九州藤吉工業(株)			
	120,000円	福岡市東区				240,000円	福岡市東区
橋口 信一				(株)九州建設資材			
	120,000円	熊本県八代市				240,000円	福岡市南区
野中 徳義				(株)久留米クレーン工業			
	120,000円	久留米市				220,000円	久留米市
茗荷 完二				(株)杭のオオハシ			
	1,000,000円	東京都千代田区				240,000円	柳川市
村石 久司				(株)サン有明電気九州支社			
	300,000円	東京都中央区				360,000円	大牟田市
その他	650,000円			(株)サンコーモーターズ			
小計	2,670,000円					110,000円	熊本県荒尾市
イ (ア) b 法人その他の団体からの寄附				サン・ブリッジ・ビュー(株)			
朝倉生コンクリート(株)						280,000円	福岡市中央区
	120,000円	甘木市		新日本グラウト工業(株)			
(株)朝日工業社九州支店						240,000円	福岡市南区
	240,000円	福岡市中央区		ジーアンドエスエンジニアリング(株)			
(株)石垣九州支店						240,000円	福岡市博多区
	240,000円	福岡市博多区		水道機工(株)			
(株)石本建築事務所九州支所						240,000円	東京都千代田区
	120,000円	福岡市博多区		(株)大洋電気			
(株)イノウエハウジング						240,000円	福岡市博多区
	240,000円	八女市		大成ジオテック(株)			
円佛産業(株)						480,000円	久留米市

千寿製菓(株)	300,000円	大阪府大阪市中央区
(有)ベスト	60,000円	東京都世田谷区
(株)タカイシ	480,000円	大牟田市
(株)高嶋造園	120,000円	久留米市
大丸硝子(株)	120,000円	久留米市
筑後通信建設(株)	240,000円	八女市
(株)テクノ	240,000円	久留米市
(株)東邦生コンクリート	240,000円	久留米市
(株)那の津寿建築研究所	100,000円	福岡市中央区
中島物産(株)	240,000円	大牟田市
(株)中川本店	120,000円	熊本県玉名市
日本ヒューム(株)福岡支社福岡営業所	240,000円	福岡市中央区
(株)乗富鉄工所	240,000円	柳川市
肥後商事(株)	240,000円	熊本県八代市
(株)ブリヂストン I P K 久留米支店		

風月フーズ(株)	120,000円	久留米市
(株)マトリックス	100,000円	福岡市南区
(株)守谷商店九州支店	60,000円	福岡市中央区
(株)ヤマックス福岡営業所	100,000円	福岡市中央区
八千代エンジニアリング(株)九州支店	60,000円	山門郡瀬高町
小学育英舎教育研究所	240,000円	福岡市中央区
(株)アイエスネットワーク	150,000円	大阪府大阪市阿倍野区
バンドーレーテック(株)	500,000円	広島市中区
(株)西組	500,000円	香川県高松市
(株)清原織物	1,000,000円	飯塚市
(株)電通	200,000円	滋賀県守山市
八女中央病院	200,000円	東京都港区
医療法人社団慶仁会川崎病院	240,000円	八女郡広川町
栗田耳鼻咽喉科気管食道科医院	240,000円	八女市

	120,000円	小都市		1,000,000円	大牟田市
(社)全国乗用車協会				日本薬剤師連盟	
	400,000円	東京都中央区		1,000,000円	東京都渋谷区
真宗大谷派(東本願寺)				福岡県薬剤師連盟	
	100,000円	東京都練馬区		500,000円	福岡市博多区
(社)日本自動車販売協会連合会				福岡県トラック事業政治連盟	
	500,000円	福岡市東区		500,000円	福岡市博多区
福岡県自動車販売店協会				日本商工連盟大牟田地区	
	100,000円	福岡市東区		100,000円	大牟田市
福岡県病院医療問題懇親会				日本酪農政治連盟福岡県支部連合会	
	500,000円	福岡市南区		300,000円	福岡市博多区
その他	7,650,000円			税理士による古賀誠後援会	
小計	20,970,000円			1,000,000円	大牟田市
イ(ア) c 政治団体からの寄附				(社)福岡県歯科医師会	
環境整備推進研究会				2,000,000円	福岡市中央区
	200,000円	東京都文京区		全国産業廃棄物連合会政治連盟	
古賀誠筑後誠山会				100,000円	東京都港区
	45,000,000円	大牟田市		日本司法書士政治連盟	
日本医師連盟				100,000円	東京都新宿区
	11,000,000円	東京都文京区		日本柔道整復師連盟	
道路運送経営研究会				500,000円	東京都台東区
	1,500,000円	東京都新宿区		日本遺族政治連盟	
全国不動産政治連盟				500,000円	東京都千代田区
	10,200,000円	東京都千代田区		自由民主党栃木県栃木市第二支部	
福岡県医師連盟				500,000円	栃木県栃木市
	3,000,000円	福岡市博多区		日住協政策研究会	
全国社会保険労務士政治連盟				100,000円	東京都千代田区
	300,000円	東京都中央区		自由民主党栃木県足利市第二支部	
大牟田医師連盟				300,000円	栃木県足利市

日本精神病院政治連盟	1,000,000円	福岡市中央区
泰政会	500,000円	東京都渋谷区
小 計	81,200,000円	
特定パーティーの概要 (名称、対価収入、支払者数、開催場所)		
古賀誠代議士を囲む会	84,280,000円	4,214人 福岡市中央区
小 計	84,280,000円	
政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		
古賀誠を代議士を囲む会		
(イ) 法人その他の団体からの対価の支払		
瀬口組	500,000円	大牟田市
澄男工業	500,000円	福岡市西区
瀬口舗道(株)	500,000円	山門郡瀬高町
(株)大同工務店	620,000円	佐賀県鳥栖市
(株)毛利土建	300,000円	久留米市
(株)サンコービルド	500,000円	福岡市博多区
(株)大和クレーン	600,000円	久留米市
(株)イチキ	400,000円	佐賀県鳥栖市
(株)永江組		

(株)久留米クレーン工業	360,000円	三池郡高田町
	600,000円	久留米市
小 計	4,880,000円	
平成18年分収支報告書の要旨中、税理士による山本幸三後援会の項を次のとおり改める。		
397	税理士による山本幸三後援会	
報告年月日	平成19年03月26日	
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額	820,874円	
ア 前年からの繰越額	370,852円	
イ 本年收入	450,022円	
(2) 支出総額	170,434円	
(3) 翌年への繰越額	650,440円	
2 本年收入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳		
イ 寄附	450,000円	
ア 寄附 (内訳別掲)	450,000円	
c 政治団体からの寄附	450,000円	
カ その他の収入	22円	
(イ) 1件10万未満のもの	22円	
計 (本年收入額)	450,022円	
(2) 支出の内訳		
イ 政治活動費	170,434円	
ア 組織活動費	170,000円	
カ その他の経費	434円	
計	170,434円	
(内 訳)		
イ ア c 政治団体からの寄付		

九州北部税理士政治連盟

450,000円

福岡市博多区

小 計

450,000円

## 公安委員会

福岡県公安委員会告示第376号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「検定審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

平成19年10月19日

福岡県公安委員会

## 1 検定審査の実施日、時間及び場所

平成19年度第2回検定合格者審査

審査日	時間	場所
平成19年11月22日（木）	午前9時30分から おおむね午後3時 まで	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

## 2 検定審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に係る全ての種別及び級

## 3 定員

30名

## 4 検定審査対象者

旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。

- (1) 福岡県内に住所を有すること。
- (2) 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

(3) 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けていること。

ただし、検定等規則附則第7条第2項（学科及び実技試験の免除）に規定するものを除く。

## 5 検定審査の方法

審査は、学科試験（5枝択一式10問の筆記試験）及び実技試験により行い、それぞれ90パーセント以上の成績を合格とする。

なお、学科試験の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

## 6 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験とも合格した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

## 7 申請手続及び受付期間

## (1) 受付期間

平成19年11月1日（木）から平成19年11月16日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後6時までの間

## (2) 必要書類

## ア 住居地を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 審査申請書（検定等規則別記様式を使用）1通
- (イ) 住居地を疎明する書面
- (ウ) 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉
- (エ) 旧合格証の写し

## イ 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 審査申請書（検定等規則別記様式を使用）1通
- (イ) 当該営業所に所属することを疎明する書面
- (ウ) 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉



(エ) 旧合格証の写し

ウ 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

(ア) 審査申請書（検定等規則別記様式を使用）1通

(イ) 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉

(ウ) 旧合格証の写し

(3) 申請方法

ア 審査を希望する者は、まずはじめに福岡県警察警備員教育センター（受付専用電話093（381）2627）に事前申込みを行い、受付番号を取得する。

受付専用電話以外での受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めて3日以内（ただし、県の休日を除く。）に住居地（審査申請者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、7(2)に掲げる必要書類並びに審査手数料を添えて提出すること。

ウ 審査申請は、原則として審査申請者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、審査申請者本人の委任状を持参すること。

(4) 審査手数料

各種別（級）ともに、4,700円

審査手数料については、福岡県領収証紙により納入すること。

また、納付した審査手数料については、申請の取消し及び審査を受けなかった場合でも返還しない。

8 その他

(1) 検定審査当日、筆記用具、旧合格証及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカーあり。）すること。

(2) 検定審査に関する問い合わせは、午前9時から午後6時（県の休日を除く。）まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 審査申請書（検定等規則別記様式）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

福岡県公安委員会告示第377号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を、次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成19年10月19日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成19年11月26日（月）から同年12月4日（火）までの間 （ただし、土、日曜日については休講とする。）	午前9時30分から午後5時30分まで（講習3日目以降は午後4時35分まで、最終日については、午後0時10分までとし、その後午後1時から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

30名

4 受講対象者

受講対象者については、受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検

定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(以下「旧1級検定」という。)(当該警備業務に係るものに限る。)に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(以下「旧2級検定」という。)(当該警備業務に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

#### 5 受講申込みに必要な書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第1号) 1通  
6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(2) 前記4の受講対象者に該当することを疎明する書面

ア 4(1)に該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面及び履歴書

イ 4(2)に該当する者

合格証明書(1級)の写し

ウ 4(3)に該当する者

合格証明書(2級)の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面

エ 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る検定合格証の写し

オ 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1

年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面

#### 6 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成19年11月1日(木)から平成19年11月16日(金)まで(祝日、土、日曜日を除く。)の午前9時00分から午後6時00分までの間とする。

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 受講申込みの際には、必要書類(前記5)を持参のうえ、原則として受講希望者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること(代理人1人につき、受講希望者1人の代理を有効とする。また、受講申込者が他の代理人を兼ねることはできない。)。 (4) 受付期間は、前記(1)のとおりであるが、受付期間中であっても、受講申込者が定員の30人に達したときは受付を締め切ることとする。

#### 7 講習受講手数料

47,000円

受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。また、納付した手数料については、申請の取り消し及び受講しなかった場合においても返還しない。

#### 8 講習修了証明証の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、かつ、修了考査に合格(80パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

#### 9 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。

また、実技訓練(救急法、護身術)を行う際には、動きやすい服装を用意すること(講習施設に各受講者への貸与ロッカーあり)。

(2) 講習に関する問い合わせは、平日の午前9時から午後6時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。

(3) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターにおいても（社）福岡県警備業協会が売りさばきを行う。

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
19・9・26	2731 増刊	福岡県選挙管理委員会告示	136	7			3		" 大字笠原九八三八番地三	" 大字笠原九八三八番地三
							4		" 大字笠原九八三八番地三 笠原東交流センター	" 大字笠原九八三八番地三 笠原東交流センター

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

